

豊橋市飲食店業態転換支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市飲食店業態転換支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける市内の中小企業者が行う飲食店の業態転換に要する経費に対し、予算の範囲内において補助することにより、中小企業者の事業の継続を支援し、もって本市産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 飲食店 中小企業者が営業している市内に所在する日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類M－宿泊業，飲食サービス業のうち中分類76－飲食店及び中分類77－持ち帰り・配達飲食サービス業に係るものであって、かつ、営業を行うのに必要な食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けている店舗等をいう。
- (3) フランチャイズチェーン 次のいずれにも該当する店舗等をいう。
 - ア 他の事業者（以下「本部」という。）から、特定の商標、商号等を使用する権利を付与されている店舗等であること。
 - イ 物品の販売、サービスの提供その他の事業又は経営に当たって、本部からの援助、統制、指導等に基づき、統一的な方法により営業等が実施されている店舗等であること。
 - ウ ア及びイの対価として、本部に金銭を支払っている店舗等であること。
- (4) 業態転換 飲食店の業態を変更することなく、日本標準産業分類に掲げる当該飲食店に係る細分類の事業の内容を変更するもの（過去に実績のない事業に変更する場合に限る。）であって、次のいずれかに該当する変更を行うもの（当該事業の内容を、日本標準産業分類に掲げる中分類77－持ち帰り・配達飲食サービ

ス業に変更する場合若しくは細分類7661ーキャバレー、ナイトクラブに変更する場合又は市外に本部（個人については住所）を有するフランチャイズチェーンとなる場合を除く。）をいう。

ア 屋号変更（既存の飲食店の屋号を変更するなどにより、日本標準産業分類に掲げる細分類が既存の飲食店とは異なる分類の事業を新たに開始する変更をいう。）

イ 区分営業（既存の飲食店の日本標準産業分類に掲げる分類を変更せずに継続して営業するものの、営業に係る時間帯を区分し、又は当該飲食店の存する建物と同一の建物内の別の区画等において日本標準産業分類に掲げる細分類が、既存の飲食店とは異なる事業を新たに開始する変更をいう。）

ウ 新店進出（既存の飲食店の日本標準産業分類に掲げる分類と細分類が異なる事業の店舗等の営業を、既存の飲食店とは別の場所において新たに開始する変更をいう。）

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- （1） 法人にあつては市内に本店を、個人事業者にあつては市内に住所を有する者であること。
- （2） 中小企業者であること。
- （3） この補助金の交付の申請をした日以後も、継続して市内で業態転換をした後の飲食店の営業を行う意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付の対象としない。

- （1） 本市に納付すべき市税を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく市税の徴収猶予を受けた者を除く）
- （2） 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- （3） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- （4） 宗教上の組織若しくは団体又は政治団体であると市長が認める者
- （5） その他市長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象者が業態転換後の事業に必要な費用のうち、繰り返し使用する備品の購入、リース又はレンタルに要する費用（設置又は作成に係る工賃を除く。）とする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

(補助対象要件)

第6条 補助の交付対象となる要件は、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 令和3年5月31日以前から継続して営業する飲食店が行う業態転換であること。

(2) 業態転換が、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに行うものであること。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体からの助成額等を差し引いた額の3分の2以内の額とする。ただし、50万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の申請は、1店舗につき、1回までとする。

(交付の申請)

第8条 規則第4条第1項による補助金の交付の申請は、飲食店における業態転換（以下「補助事業」という。）の実施前で、かつ、令和4年2月28日までに、豊橋市飲食店業態転換支援補助金交付申請書（様式第1）に、事業計画書兼収支予算書（様式第2）及び別表第1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定は、豊橋市飲食店業態転換支援補助金交付決定通知書（様式第3）により、前条の規定による補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に対して通知するものとする。

2 前条の補助金の交付の申請について、補助金の交付が適当でないと市長が認めるときは、豊橋市飲食店業態転換支援補助金不交付決定通知書（様式第4）により、申請者に対して通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第6条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該飲食店において、「豊橋市新型コロナ通知システム」に登録し、かつ、当該通知システムの登録に係るQRコード等を店舗等に掲示することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する対策の啓発を行うこと。
- (2) 当該飲食店において、「豊橋市換気の見える化事業取組店」、愛知県の「安全・安心宣言施設」、「ニューあいちスタンダード」又は豊橋商工会議所の「安全安心おもてなし宣言飲食店」に登録し、かつ、当該登録に係るPRステッカー又はポスターを店舗等に掲示することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する対策の啓発を行うこと。

(交付決定前の事業着手届)

第11条 この要綱の施行前に補助事業に着手又は実施した者は、第8条の規定による交付の申請の前又は当該交付の申請と併せて事業着手届（様式第5）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、事業着手届の提出がある場合であっても、第9条第2項の規定による補助金の不交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内とする。この場合において、第9条第1項の補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更等の承認)

第13条 規則第8条第1項の規定による補助事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとする場合は、豊橋市飲食店業態転換支援補助金計画変更等承認申請書（様式第6）に計画変更等の内容が確認できると市長が認める書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請について、その内容を審査し適当であると認めた場合は、豊橋市飲食店業態転換支援補助金変更等決定通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 規則第10条第1項の規定による補助事業完了の報告は、令和4年3月31日ま

で、豊橋市飲食店業態転換支援補助金実績報告書（様式第8）に、収支決算書（様式第9）及び別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、規則第11条の規定による補助金の額の確定をし、豊橋市飲食店業態転換支援補助金確定通知書（様式第10）により通知するものとする。
（補助金の交付）

第16条 補助金は、前条の規定により確定した額について、補助事業者からの請求に基づき、補助事業が完了した後に交付するものとする。
（交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- （2） 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- （3） 補助事業を中止又は廃止したとき。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用することを妨げない。

3 第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された補助事業者は、既に交付を受けた補助金があるときは、その全部又は一部を返還し、又は市長が必要と認める措置を講じなければならない。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- （1） 不動産及びその従物
- （2） その他の重要な財産で、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、不動産にあつては10年、不動産の従物及びその他の重

要な財産にあつては5年を経過した場合は、当該財産等を処分等することができる。

- 3 補助事業者は、第1項の規定により市長の承認を得て処分等したことにより収入があつたときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を、市長に対して納付しなければならない。ただし、市長が必要ないと認める場合はこの限りでない。

(検査等)

第19条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(書類の保存)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る書類を5年間保存しなければならない。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。